

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月30日掲載)

No.44	公営住宅のグループホーム事業等への活用について述べよ
解答	<p>(1)概要</p> <p>公営住宅においては、知的障害者、精神障害者が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として、1996年に公営住宅法を改正し、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。</p> <p>(2)改正公営住宅法の規定</p> <p>「事業主体は、公営住宅を社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第22条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者(以下この項において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。」(法第45条第1項)</p> <p>(3)対象となる社会福祉事業</p> <p>①認知症高齢者グループホーム事業：老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業</p> <p>②知的障害者グループホーム事業、精神障害者グループホーム事業：障害者自立支援法に規定する共同生活介護または共同生活援助を行う事業(同法に規定する精神障害者または知的障害者に対して行うものに限る)</p> <p>③ホームレスの自立支援のための活用：ホームレス自立支援法に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部または一部を負担してその推進を図るものに限る)</p> <p>(4)公営住宅を活用することができる主体</p> <p>①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>②地方公共団体</p> <p>③医療法人</p> <p>④民法第34条の規定により設置された法人</p> <p>⑤特定非営利活動促進に基づき設置された特定非営利活動法人</p> <p>⑥介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者で認知症対応型共同生活介護を行うものまたは指定地域密着型介護予防サービス事業者で介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの</p> <p>(5)活用実績</p> <p>519戸(2007年3月末現在)</p>